

第4期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（変更案）の概要

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、シカの健全な個体群の安定的維持を図りながら、シカによる農林業、生活環境、森林生態系被害の防止・軽減を目的とする。

2 計画の期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日

3 管理が行われるべき区域 福井県全域（嶺南地域と嶺北地域に区分して実施）

4 状況

- ・ 県内のシカの生息密度は、嶺南は高い（H27：糞塊密度 31.0 個/km）が上昇は抑制されつつある。嶺北は嶺南より低い（同 10.1 個/km）が今後の上昇が懸念される。
- ・ 農作物被害は、防護柵の効果等により嶺南は減少傾向（平 27：被害面積 12.09ha）。一方、過去に被害のなかった嶺北では、近年、小規模ながら連続して発生（同 3.60ha）するようになっている。
- ・ 林業被害は、被害面積は近年横ばいの状況（H27：59ha）にあるが、シカの食害による下層植生の衰退が広がっており、生態系や土砂流出などの被害の拡大が懸念される。
- ・ 平成27年度にはシカを8,271頭捕獲。うち7,591頭（91.8%）は有害捕獲による。
- ・ 各指標に基づき、平成27年10月時点の生息数は、嶺南は約24,000～40,000頭（中間値約32,000頭）、嶺北は約21,000～33,000頭（同約27,000頭）と推計。

5 管理の目標

- （嶺南地域）・シカの生息密度指標を平成15年度の水準（糞塊密度 23.6 個/km）以下に抑える。
- ・ 農林業被害を軽減させる。特に農業被害面積を平成27年の半分程度まで軽減させる。
- （嶺北地域）・シカの生息密度指標を平成23年度の水準（糞塊密度 7.9 個/km）以下に抑える。
- ・ 農林業被害を軽減させる。特に農業被害面積を平成27年の半分程度まで軽減させる。

6 個体数の調整に関する事項

	嶺南地域	嶺北地域
年間捕獲目標数	8,000頭以上 (メス5,000頭以上、オス3,000頭以上)	4,800頭以上 (メス2,800頭以上、オス2,000頭以上)

- ・ 狩猟の制限を緩和し、シカの狩猟期間を11月1日～**3月31日**とする。
ただし、11月1日～11月14日および2月16日～**3月31日**の期間においては、わな猟に限る（銃器の使用は、わなで捕獲されたシカのとめ刺しに限る）。
- ・ オスジカの1日当たりの狩猟制限を解除する（メスは従来から無制限）。
- ・ 市町間におけるシカ捕獲に関する技術、情報、人材の共有等の協力体制を整備し、市町の連携による広域的な有害捕獲を促進する。
- ・ ICTを活用した捕獲用具の導入支援、捕獲強化のためのモバイルリング等の新たな手法の導入、研修会等によるシカ捕獲技術の普及を推進する。

7 被害防除および生息地管理に関する事項

- ・ 防護柵や緩衝帯の整備、樹木へのネット巻き・テープ巻き等を推進する。
- ・ 森林下層植生の消失による表土流出の防止対策を実施する。
- ・ 里山等の人の利用機会を増加し、人とシカの緩衝地域を創出する。
- ・ 被害防除や生息地管理に関する知識・技術の普及を図る。

8 その他管理に必要な事項

- ・ 調査を継続的に実施し、毎年度「実施計画」を策定し捕獲目標等を見直す。
- ・ 資源としての獣肉の有効利用を推進する（県ガイドラインの推進）。